

社会福祉法人京都府社会福祉事業団会計監査人候補者選定に係るプロポーザル実施要領

1 目的

平成28年の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の改正により、平成29年度から一定規模以上の社会福祉法人には会計監査人の設置が義務化されたところである。社会福祉法人京都府社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、現時点においては、法第37条に規定する会計監査人を置かなければならない特定社会福祉法人ではないが、設置義務対象の拡大を見据え、会計監査人の設置に向けて、会計監査人の候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度会計に係る予備調査業務及び令和5年度決算に係る会計監査業務

(2) 業務期間

契約締結日から令和5年度に実施される評議員会の決議による会計監査人の選任まで。

なお、令和5年度決算に係る会計監査業務については、法第43条の規定により令和5年度に実施される評議員会の決議によって会計監査人に選任されたときを契約締結日とし、その日から当該契約締結日の属する会計年度の決算に係る定時評議員会の終結の時までとする。また、法第45条の3第2項の規定により、当該定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとする。

(3) 業務内容

別紙1「社会福祉法人京都府社会福祉事業団予備調査業務及び会計監査業務に係る仕様書」（以下「会計監査等業務仕様書」という。）による。

3 参加資格

(1) 公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。

(2) 過去10年間に社会福祉法人に対する監査業務実績、非監査業務実績（会計指導、経営支援等）を有している者であること。

(3) 京都府内に主たる事務所又は従たる事務所を有していること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がないこと。

(5) 金融庁による公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等のうち、参加申込時からプロポーザル実施の期間において、契約の新規の締結に関する業務の停止処分を受けていないこと。

なお、会計監査人候補者として指定を受けた後、令和5年4月以降に実施される事業団の評議員会において、会計監査人に選任されるまでの間に上記の処分を受けたときは、候補者の資格を失することとする。

(6) 本入札及びその後の契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者で

あること。

- (7) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 法第45条の2第3項の規定により会計監査人になることができない者でないこと。
- (9) 法第45条の19第5項に違反しないこと。
- (10) 事業団の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が社員に就いている等、特別な利害関係を有しないこと。

なお、参加資格を有する場合であっても、独立性保持等の観点から、既に委託している経理等に関する相談・指導等の業務を解消する場合がある。

4 入札の概要

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 提案書類

① 参加申込書（様式1）

1部

（注）契約先が従たる事務所になる場合は、その名称・所在地等を記載すること。

② 提案書（様式任意）

10部

（注）提案書には、必ず別紙2「社会福祉法人京都府社会福祉事業団会計監査人候補者選定基準表」（以下「会計監査人候補者選定基準表」という。）に記載の各項目に関する内容を盛り込むこと。

(3) 質問の受付及び回答

会計監査等業務仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり対応すること。

- ① 提出期間 令和4年10月17日（月）から令和4年10月24日（月）午後5時まで
- ② 提出方法 質問書（様式2）をE-mail又はFAXにより提出すること。
- ③ 提出先 下記（6）と同じ
- ④ 回答期日 順次回答（最終は令和4年10月31日（月））
- ⑤ 回答方法 原則として、ホームページで質問及びそれに対する回答を公表するとともに、質問者に対して質問書の提出時と同じ方法で回答を連絡

(4) 提案書類提出期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月8日（火）（土曜日、日曜日及び祝日は除く。時間は午前9時30分から午後5時まで。但し、正午から午後1時の間を除く。）

(5) 提案書類提出方法

持参又は郵送（上記（4）の期間内必着）

(6) 提案書類提出場所

社会福祉法人京都府社会福祉事業団事務局事業企画課
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
京都府立総合社会福祉会館6階
TEL : 075-222-2212 FAX : 075-222-2236
Email : tsuchida@ksj.or.jp
※担当：事業・企画課 森口、川端、土田

(7) 提案内容の審査

事業団の会計監査人候補者選定委員会において、提案書類の書面審査、プレゼンテーションを実施し、それぞれの提案を総合的に評価し、最優秀提案者を選定するものとする。
なお、提案者多数の場合は書類審査を行った上でプレゼンテーションを実施する場合があります。

(8) プレゼンテーション

① 日時・場所

別途通知 (令和4年11月30日(水)実施予定で調整)

② 時間

説明20分、質疑応答10分、合計30分以内

③ 説明内容

提案書に沿った内容

④ 使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは、事前の申し出があれば事業団で準備するが、その他必要なものは提案者が準備すること。

なお、使用できる資料は、提出期間内に提出した提案書(提出後の変更不可)に限ります。なお、訂正必要箇所が判明した場合は、その場で申し出ること。

⑤ その他

指定した日時に参加できない場合は辞退とみなす。

(9) 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、後日、全提案者へ通知する。

(10) その他

① 事業団の組織、事業、事業報告書、決算書、現況報告については、事業団のホームページを参照すること。

質問がある場合は、上記4入札の概要(3)により行うこと。

② 様式1及び様式2については、ホームページに掲載されているものを使用すること。

(<https://ksj.or.jp>)

5 その他の留意事項

- (1) 提案書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類はA4版とする。
- (3) 会計監査等業務仕様書に示す事項は主要事項であり、明記していない事項についても事業団会計監査等の業務に係る事務を遂行する上で当然備えるべき事項は、これに含まれるものとして提案書類を作成すること。
- (4) 提出期限までに提出されない場合は、辞退とみなす。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された書類は無効とする。
- (6) 事業団が認める軽微な修正を除き、提出後の書類の追加及び修正は不可とする。
- (7) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (8) 提出された書類は、返却しないものとする。

6 審査基準（選定方法）

提案書類の内容を社会福祉法人京都府社会福祉事業団会計監査人候補者選定基準表（別紙2）に基づき、社会福祉法人京都府社会福祉事業団会計監査人候補者選定委員会で審査の上、最優秀提案者を決定し、最優秀提案者と契約締結に向けた協議を行うこととする。

なお、最優秀提案者との交渉が整わない場合は、次の優秀提案者と順次随意契約の交渉を行うこととする。

また、選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。